

住宅改修工事等助成事業のご案内

あきる野商工会では、あきる野商工会の会員事業所を利用して『個人住宅の修繕・改築工事』や『省エネ設備機器導入工事』などを行った場合に、その費用の一部を助成する「住宅改修工事等助成事業」を実施します。

- ◎工事費用の5%相当（最大10万円分）を助成します！
- ◎あきる野商工会の会員事業所が行う工事のみが対象となります！
- ◎工事着工前に申請が必要です！

※詳細は裏面をご覧ください※

改修工事等の参考例

例：外壁塗装工事



例：屋根改修工事



例：省エネ設備
機器導入工事



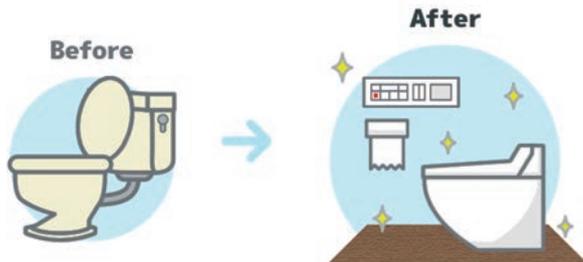
例：換気扇や天井扇の設置工事



例：外構工事



例：トイレ等の改修工事



※申請書類はあきる野商工会で配布しています。